

厚木市告示第 302 号

厚木市立公民館条例施行規則（令和 6 年厚木市規則第 15 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、厚木市立睦合北公民館の開館時間を次のとおりとする。

令和 8 年 8 月 7 日

厚木市長 山 口 貴 裕

1 年月日及び開館時間

令和 8 年 9 月 8 日（火）午後 1 時から午後 10 時まで

2 開館時間を変更する理由

自家用電気工作物の年次点検業務を行うため